

岩手県告示第548号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸北沿岸宮古海岸津軽石地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

令和4年9月16日

岩手県知事 達 増 拓 也